

警察本部長

〔沿革〕	平成24年12月例規（地域）第49号	平成26年6月例規（地域）第37号
	平成27年2月例規（地域）第3号	平成27年9月例規（地域）第34号
	平成27年12月例規（地域）第38号	平成29年8月例規（地域）第23号
	平成30年4月例規（情管）第12号	令和5年10月例規（地域）第47号
		各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、警察官連絡所の設置及び運用要領の制定について（昭和42年例規（外勤）第24号）は、廃止する。

別添

第1 目的

この要領は、警察官連絡所（以下「連絡所」という。）の設置及び管理運用について、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置基準

連絡所は、交番又は駐在所を廃止するに当たり、住民の利便と警察的必要のある場合に暫定措置として設置するものとする。

第3 種別

連絡所は、次のとおり区分するものとする。

- 1 住宅を兼ねる連絡所
- 2 施設だけの連絡所

第4 表示

連絡所には、その名称を表示（別図）し、かつ、外部から見やすい箇所に赤色標灯を掲げるものとする。

第5 設置の手続

署長は、連絡所を設置しようとするときは、警察官連絡所（設置・継続・廃止）承認申請書（別記様式。以下「申請書」という。）により、地域部地域課長を経由し、本部長に申請するものとする。

第6 管理

署の地域課長は、次により管理するものとする。

- 1 原則として月に1回以上連絡所を点検し、異状の有無を確認すること。
- 2 交番、署所在地、幹部交番所在地及び駐在所並びに警ら用無線自動車で勤務する地域警察官（以下「所管区員等」という。）に対し、每当務1回以上連絡所を点検させ、異状の有無について報告させること。
- 3 連絡所を地域住民が使用するときは、職員を立ち合わせ、その結果について報告させること。

第7 運用

1 連絡所に居住する警察官及び家族の任務

- (1) 地理教示を行うこと。
- (2) 居住警察官が在宅時に住民から諸願届があった場合は、所管区員等又は本署に連絡すること。

なお、居住警察官が不在時に住民から諸願届があった場合は、家族が所管区員等又は本署に連絡すること。

2 所管区員等の任務

- (1) 連絡所から諸願届の連絡を受けたときは、確実に引継ぎ処理すること。
- (2) 次に掲げる事項を実施するに当たり、連絡所を効果的に活用し、警察と住民との相互協力を強化すること。

ア 交番・駐在所連絡協議会

- イ 防犯パトロール
- ウ 祭礼警備
- エ その他、連絡所の運用に関する活動

第8 設置指定

連絡所は、別表のとおり設置する。

第9 継続又は廃止の手続

- 1 署長は、暫定措置として設置された連絡所について、原則として、おおむね3年ごとにその活用実績や効果等を踏まえ、当該連絡所を継続することの必要性を検討するものとする。
- 2 署長は、前1の検討を踏まえ、連絡所を継続し、又は廃止しようとするときは、申請書により、地域部地域課長を経由し、本部長の承認を得るものとする。
- 3 署長は、特別な事情が認められるときは、前記1によらず、連絡所の廃止に係る申請をすることができるものとする。

なお、廃止に係る手続は、前2に準ずるものとする。

別表（第8）

区分	名称	位置
施設だけの連絡所	市川橋警察官連絡所	市川市市川2丁目15番32号
	野田橋警察官連絡所	野田市中野台810番地の1
	八日市場警察官連絡所	匝瑳市八日市場イ61番地1
	飯倉警察官連絡所	匝瑳市飯倉89番地3

以下別記様式省略